

## ○ 学生表彰要領

(制定 平成13年 1月26日)

最終改正 令和7年3月26日

**第1条** 学則第55条の定めるところにより、本学に桃林賞を置く。

**第2条** 桃林賞は、他の模範となる学生、クラブ、団体（以下「学生等」という。）で、次の各号の一に該当すると認められるとき、学長が教授会の議を経て授与することができる。

- ① 学業成績及び人物とも極めて優秀であると認められる学生
- ② 習得した知識・技術をさらに展開させ、コンクールやコンテストなどで優秀な成績を修め、本学の名声を高めた学生等
- ③ 自治会活動や大学祭の推進などで顕著な活躍をした学生等
- ④ 課外活動の分野で優秀な成績を修め、本学の名声を高めた学生等
- ⑤ ボランティア活動、生協活動及びその他の分野で他の模範となるような活動をし、著しい成果を修めた学生等

**第3条** 桃林賞の受賞候補を推薦しようするときは、桃林賞推薦書を教務委員会及び、厚生進路委員会で組織する教務・厚生進路合同委員会（以下「教務・厚生進路合同委員会」という）へ提出するものとする。

**第4条** 教務・厚生進路合同委員会は、桃林賞推薦書について審議し、その結果を学長へ報告する。

**第5条** 表彰の時期は、教務・厚生進路合同委員会で決定する。

### 附 則

この要領は、平成13年1月26日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年11月28日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年11月27日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様 式

## 令和 年度 桃 林 賞 推 薦 書

(あて先) 岐阜市立女子短期大学長

令和 年 月 日

候補者	団体名	代表者氏名	
	学科 年	ふりがな 氏 名	
推薦者	学科		
推薦内容			
(具体的基準の該当番号) 「学長賞・桃林賞の推薦目安について」の具体的基準にある該当番号 (いずれかに○をつける) ①-1      ①-2      ①-3      ②      ③      ④      ⑤			
(推薦理由)			